

○国土交通省令第四十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の施行に伴い、及び建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十一条第一項の規定に基づき、建築士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

（建築士法施行規則の一部改正）

第一条 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改める。

改正後

改正前

（登録事項）

第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

一～四（略）

（登録事項）

第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 法第十条の三第一項第一号若しくは同条第二項第一号又は法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号
 六〇八 (略)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証)

第九条の三 法第十条の三第一項又は同条第二項の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第十条の三第一項第一号又は同条第二項第一号に該当する者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)第二十八条第十二号に規定する修了証

二 法第十条の三第一項第二号又は同条第二項第二号に該当する者にあつては、同条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

二〇四 (略)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付)

第九条の四 (略)

2 前項及び法第十条の三第四項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交付申請書に構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第

五 法第十条の二の二第一項第一号若しくは同条第二項第一号又は法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号
 六〇八 (略)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証)

第九条の三 法第十条の二の二第一項又は同条第二項の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第十条の二の二第一項第一号又は同条第二項第一号に該当する者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)第二十八条第十二号に規定する修了証

二 法第十条の二の二第一項第二号又は同条第二項第二号に該当する者にあつては、同条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

二〇四 (略)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付)

第九条の四 (略)

2 前項及び法第十条の二の二第四項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交付申請書に構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第

十二条第一項の規定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の三第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の三第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第四項」とする。

第十七条の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定めるところにより講習を受けなければならない。

(略)	二 構造設計一級建築士定期講習	法第十条の三第一項の構造設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、構造設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の三第一項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内
	三 設備設計一級建築士定期講習	法第十条の三第二項の設備設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の三第二項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内

255 (略)

(権限の委任)

第二十四条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 四 (略)

五 法第十条の三第三項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を交付し、及び同条第五項の規定による受納をすること。

六 十六 (略)

十二条第一項の規定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の二の二第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の二の二第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の二の二第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の二の二第四項」とする。

第十七条の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定めるところにより講習を受けなければならない。

(略)	二 構造設計一級建築士定期講習	法第十条の二の二第一項の構造設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、構造設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の二の二第一項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内
	三 設備設計一級建築士定期講習	法第十条の二の二第二項の設備設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	法第十条の二の二第二項第一号に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内

255 (略)

(権限の委任)

第二十四条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 四 (略)

五 法第十条の二の二第三項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を交付し、及び同条第四項の規定による受納をすること。

六 十六 (略)

築 一 状 備 付
第一号書式 (第一条の五関係) (A4)

一般建築士免許申請書 (第一面)

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を付けてください。
私は、一般建築士の免許を受けたいので、本欄の記載のある住民票の写しを添え、申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。
年 月 日

国土交通大臣 殿
中央指定登録機関 (名) 氏名.....

ふりがな	氏名	生年月日	年	月	日生	写真 1 縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及びの顔写真を貼付してください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
	性別	男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>			
本籍	〒	電話	年	月	日	1 一般建築士試験に合格した年
現住所	〒	電話	年	月	日	試験 合格通知書日付 年 月 日 合格番号 号
試験	合格通知書日付	年	月	日	合格番号	号
登録申請区分	1 学歴+実務 <input type="checkbox"/>	2 二級建築士等+実務 <input type="checkbox"/>	3 建築士法第四条第五項 <input type="checkbox"/>			
1 申請する学歴+実務のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間の合計		年 月
	資格名称	都道府県名・登録番号	登録の年月日	二級建築士等としての建築実務経験期間の合計		年 月
2 二級建築士等十実務のみ記入 務により申請する場合	資格名称	都道府県名・登録番号	登録の年月日	二級建築士等としての建築実務経験期間の合計		年 月
	資格名称	都道府県名・登録番号	登録の年月日	二級建築士等としての建築実務経験期間の合計		年 月
3 建築士法第四条第五項のみ記入 第五項により申請する場合	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日		年 月 日
	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日		年 月 日

築 一 状 備 付
第一号書式 (第一条の五関係) (A4)

一般建築士免許申請書 (第一面)

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を付けてください。
私は、一般建築士の免許を受けたいので、本欄の記載のある住民票の写しを添え、申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。
年 月 日

国土交通大臣 殿
中央指定登録機関 (名) 氏名.....

ふりがな	氏名	生年月日	年	月	日生	写真 1 縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及びの顔写真を貼付してください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
	性別	男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>			
本籍	〒	電話	年	月	日	1 一般建築士試験に合格した年
現住所	〒	電話	年	月	日	試験 合格通知書日付 年 月 日 合格番号 号
試験	合格通知書日付	年	月	日	合格番号	号
登録申請区分	1 学歴+実務 <input type="checkbox"/>	2 二級建築士等+実務 <input type="checkbox"/>	3 建築士法第四条第五項 <input type="checkbox"/>			
1 申請する学歴+実務のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間の合計		年 月
	資格名称	都道府県名・登録番号	登録の年月日	二級建築士等としての建築実務経験期間の合計		年 月
2 二級建築士等十実務のみ記入 務により申請する場合	資格名称	都道府県名・登録番号	登録の年月日	二級建築士等としての建築実務経験期間の合計		年 月
	資格名称	都道府県名・登録番号	登録の年月日	二級建築士等としての建築実務経験期間の合計		年 月
3 建築士法第四条第五項のみ記入 第五項により申請する場合	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日		年 月 日
	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日		年 月 日

(第二面)

<p>1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。</p> <p>あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日</p> <p>2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。</p> <p>あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日</p> <p>3 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。</p> <p>あるときは、その日</p> <p>4 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。</p> <p>業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間</p> <p>5 精神の機能の障害により一般建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態です。</p>	<p>ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>年 月 日</p> <p>ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>年 月 日</p> <p>ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>年 月 日</p> <p>ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>年 月 日</p> <p>はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/></p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
---	--

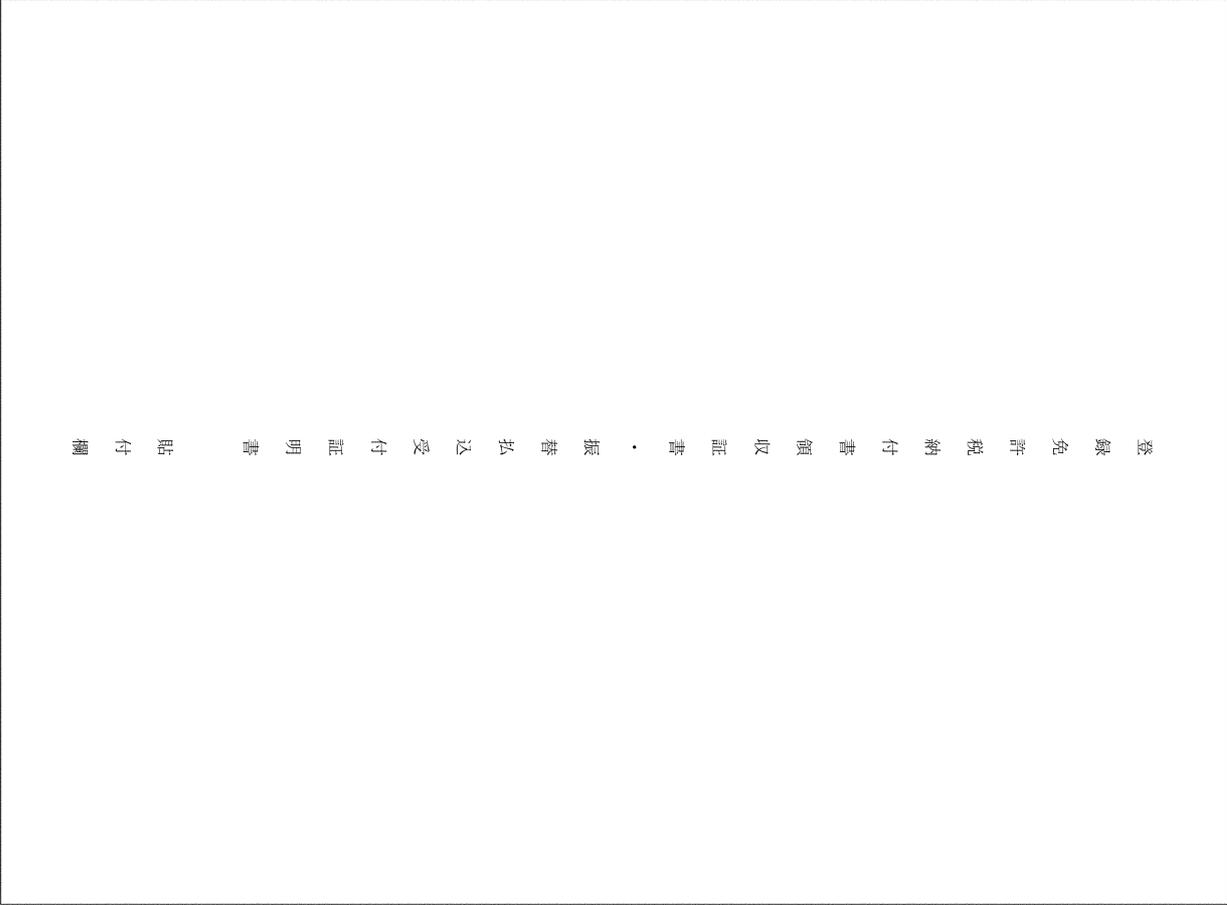
※登録機関記載欄

(第二面)

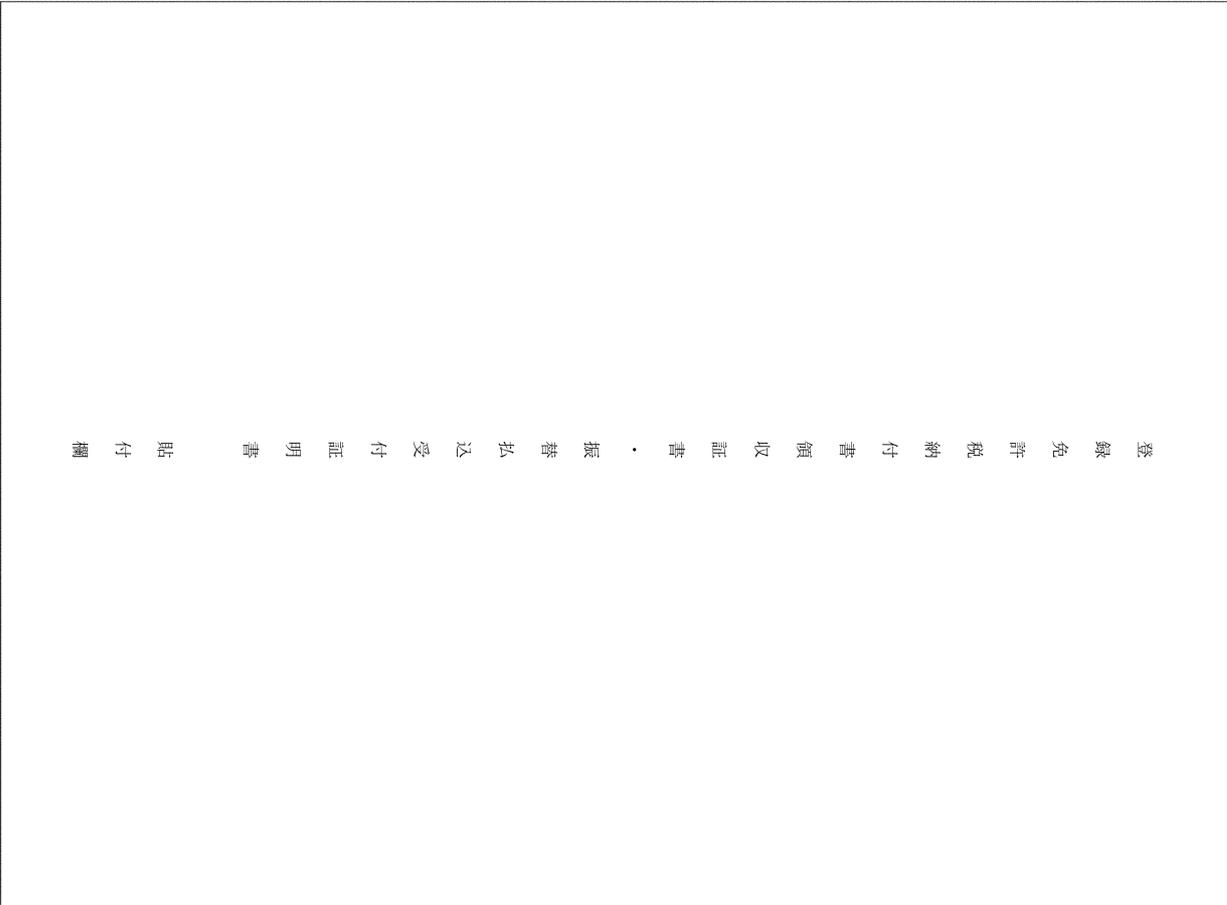
<p>1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。</p> <p>あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日</p> <p>2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。</p> <p>あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日</p> <p>3 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。</p> <p>あるときは、その日</p> <p>4 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。</p> <p>業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間</p> <p>5 精神の機能の障害により一般建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態です。</p>	<p>ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>年 月 日</p> <p>ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>年 月 日</p> <p>ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>年 月 日</p> <p>はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/></p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
---	--

※経由庁 (機関) 記載欄

※登録機関記載欄



(第三面)



(第三面)

築一 冊 式 (第一号の二書式 (第一条の五関係) (A4))

実務経歴書

【記入注意】この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求められることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、一般建築士の免許を受けたので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。
年 月 日
国 土 交 通 大 臣 殿
中央指定登録機関 (名 称)
氏名:.....

Table with columns for 勤務先 (部課名まで), 所在地 (番地まで), 在職期間の合計 (年月数), 在職期間 (年月), 地位職名, 建築実務の内容 (建築士法施行規則第一条の二), 建築実務の詳細, 建築実務経験期間の合計 (年月), 対象物件の名称等, 対象物件の所在地, 建築実務経験期間 (年月数), 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等).

※登録機関記載欄

築一 冊 式 (第一号の二書式 (第一条の五関係) (A4))

実務経歴書

【記入注意】この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求められることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、一般建築士の免許を受けたので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。
年 月 日
国 土 交 通 大 臣 殿
中央指定登録機関 (名 称)
氏名:.....

Table with columns for 勤務先 (部課名まで), 所在地 (番地まで), 在職期間の合計 (年月数), 在職期間 (年月), 地位職名, 建築実務の内容 (建築士法施行規則第一条の二), 建築実務の詳細, 建築実務経験期間の合計 (年月), 対象物件の名称等, 対象物件の所在地, 建築実務経験期間 (年月数), 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等).

※経由庁 (機関) 記載欄 ※登録機関記載欄

第三号の二書式

(第九条の三関係) (A4)

構造設計一般建築士証 交付申請書
設備設計一般建築士証

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし
印を付けてください。

下記により (構造設計一般建築士証・設備設計一般建築士証) の交付を申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日 氏名.....

国土交通大臣 殿
中央指定登録機関
(名 称)

氏名 生年月日 年 月 日生 性別 男 □ 女 □

本籍 干 現住所 電話

一級建築士登録番号 第 号 写真 1 縦4.5cm、横3.5cmの
写真の裏面に氏名及び
撮影年月日を記入
してのりではり付け
てください。
2 貼付した写真は免許
2 貼付した写真は免許
2 貼付した写真は免許

講習 構造設計一般建築士講習 を修了した時期 年 月 日 修了証番号 第 号

※審査 写真照合 修了者一覧表 副申審査 名簿登録 建築士証発行

※交付番号 年 月 日 年 月 日 ※交付年月日 年 月 日

領 収 証 書 は り 付 け 欄

第三号の二書式

(第九条の三関係) (A4)

構造設計一般建築士証 交付申請書
設備設計一般建築士証

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし
印を付けてください。

下記により (構造設計一般建築士証・設備設計一般建築士証) の交付を申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日 氏名.....

国土交通大臣 殿
中央指定登録機関
(名 称)

氏名 生年月日 年 月 日生 性別 男 □ 女 □

本籍 干 現住所 電話

一級建築士登録番号 第 号 写真 1 縦4.5cm、横3.5cmの
写真の裏面に氏名及び
撮影年月日を記入
してのりではり付け
てください。
2 貼付した写真は免許
2 貼付した写真は免許
2 貼付した写真は免許

講習 構造設計一般建築士講習 を修了した時期 年 月 日 修了証番号 第 号

※審査 写真照合 修了者一覧表 副申審査 名簿登録 建築士証発行 ※経由庁記載欄 責任者(職氏名)

※交付番号 年 月 日 年 月 日 ※交付年月日 年 月 日 ※郵便府県 郵便番号

領 収 証 書 は り 付 け 欄

（建築基準法施行規則の一部改正）
 第二条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>（構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等）</p> <p>第三条の十三 法第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。</p> <p>一 建築士法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士</p> <p>二 二（略）</p>	<p>（構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等）</p> <p>第三条の十三 法第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。</p> <p>一 建築士法第十条の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士</p> <p>二 二（略）</p>
--	--

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）
 第三条 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>（登録講習機関登録簿の記載事項）</p> <p>第二十四条 法第十条の二十四第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、役員の氏名（法第十条の三第一項第一号に規定する登録講習機関（以下この節において単に「登録講習機関」という。）が法人である場合に限る。）とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第四十一条 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">読み替える規定</td> <td style="width: 50%;">読み替えられる字句</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第二十四条</td> <td>法第十条の三第一項第一号</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>法第二十四条第二項</td> </tr> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	（略）	（略）	第二十四条	法第十条の三第一項第一号	（略）	法第二十四条第二項	<p>（登録講習機関登録簿の記載事項）</p> <p>第二十四条 法第十条の二十四第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、役員の氏名（法第十条の二の二第一項第一号に規定する登録講習機関（以下この節において単に「登録講習機関」という。）が法人である場合に限る。）とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第四十一条 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">読み替える規定</td> <td style="width: 50%;">読み替えられる字句</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第二十四条</td> <td>法第十条の二の二第一項第一号</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>法第二十四条第二項</td> </tr> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	（略）	（略）	第二十四条	法第十条の二の二第一項第一号	（略）	法第二十四条第二項
読み替える規定	読み替えられる字句																
（略）	（略）																
第二十四条	法第十条の三第一項第一号																
（略）	法第二十四条第二項																
読み替える規定	読み替えられる字句																
（略）	（略）																
第二十四条	法第十条の二の二第一項第一号																
（略）	法第二十四条第二項																

第八号様式

第八号様式 (第二十八条関係) (A4)

修了証

年 月 日

氏 名
生 年 月 日
登 録 番 号

年 月 日

この者は、建築士法第10条の3第1項第1号の講習の課程を修了した者であることを証します。

修了証の番号

第 号

登録講習機関 印

第八号様式

第八号様式 (第二十八条関係) (A4)

修了証

年 月 日

氏 名
生 年 月 日
登 録 番 号

年 月 日

この者は、建築士法第10条の2の2第1項第1号の講習の課程を修了した者であることを証します。

修了証の番号

第 号

登録講習機関 印

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和三年八月二十六日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。